

[交通事故事件鑑識要領の制定について（例規通達）]

[昭和45年11月10日]

[群本例規第51号（鑑）警察本部長]

[沿革] 昭和51年3月群本例規第3号（務）、平成14年4月第20号（交指）、26年3月第8号（刑企）改正

（概要）

この規定は、交通事故事件現場において、犯罪鑑識の機能を集結した総合的、積極的な活動を迅速、的確、ち密に行い、現場鑑識の徹底を図るため、必要な事項を定めたものである。